

65歳以上の人の保険料

今期(平成30～32年度)の65歳以上の保険料基準額(第5段階)は、年額71,400円、月額5,950円となります。今回の改定では、国が定めたきめ細かな所得段階の設定にあわせ被保険者の負担能力に応じ9段階の保険料を設定しています(図表4)。また、所得の低い人(第1段階の人)に対しては保険料の軽減も行っています。

図表4 所得に応じた保険料の額

平成27～29年度(第6期)			平成30～32年度(第7期)		
旧段階	対象者	改訂前保険料年額	旧段階	対象者	改訂後保険料年額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	28,458円	第1段階	左に同じ	32,130円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	39,841円	第2段階	左に同じ	44,982円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	47,430円	第3段階	左に同じ	53,550円
第4段階	本人は住民税非課税であるが世帯員が住民税課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	56,916円	第4段階	左に同じ	64,260円
第5段階	本人は住民税非課税であるが世帯員が住民税課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	63,240円	第5段階	左に同じ	71,400円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	75,888円	第6段階	左に同じ	85,680円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	82,212円	第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	92,820円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	94,860円	第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	107,100円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円を超える人	107,508円	第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円を超える人	121,380円

※第1段階の保険料負担の倍率は0.5ですが、負担軽減のため公費負担により0.45に軽減されます(表記の金額は0.45の金額)。

第1段階～第3段階の負担軽減については、今後さらに拡充される予定となっています。